

令和5年度第1回吹田市文化振興審議会 議事要旨

1 開催日時 令和5年8月3日(木)

開 会 午前11時00分 閉会 午前11時45分

2 開催場所 吹田歴史文化まちづくりセンター(浜屋敷)会議室

3 案 件 (1) 南山田市民ギャラリー、吹田歴史文化まちづくりセンター視察
(2) 指定管理施設の今後の在り方について

4 出席委員

会長	藤野 一夫	芸術文化観光専門職大学芸術文化・観光学部教授
副会長	加藤 義夫	宝塚市立文化芸術センター館長
委員	大谷 羊子	脚本・演出家
委員	串崎 幸代	千里金蘭大学教育学部准教授
委員	福留 和彦	大和大学政治経済学部教授
委員	三原 満里	吹田市文化団体協議会会長 吹田市手芸協会会長

5 公開・非公開の別 公開・非公開

6 傍聴者 なし

7 会議進行

【事務局挨拶】

【事務局資料説明】

【資料5「包括外部監査の結果及び意見について」】

A 委員 資料には「費用積算の結果として、営利を目的としてもなお」とある。

費用が回収できるだけの料金設定をするということを「費用積算の結果」というと思うが、それは儲けるという意味での営利とは違うと思う。

包括外部監査の方法については、現場を確認しているのか。それとも、書

類上での意見となるのか。

事務局 指定された書類によって行われた監査報告である。

A 委員 包括外部監査の意見については、利益を得られるというインセンティブを与えることで、指定管理者の申込数を増やしたり、持続的な活動ができるようにすることを狙いとしているのだと思う。

B 委員 実際は赤字となるのか。

事務局 赤字という訳ではないが、浜屋敷で言えばボランティア活動によるものも多いため、ボランティア抜きでは事業実施が難しい面はある。

B 委員 営利を目的とするということがどの程度の範囲と解釈するかが難しい。

事務局 監査委員から指定管理者制度は民間の活力をいかすものであるから、限定することは良くないという趣旨の指摘があった。

B 委員 そもそも文化は競争原理が働くものではないと思うので違和感を感じる。

C 委員 「民間の能力を活用する」というこの「民間」の捉え方が人によって違う。監査事務局は民間事業者を指し、私たちはNPOを含めた市民の共同組織も含めて考える。市民自治と市民文化は相互作用であるため、地域の人達が施設に関わることで地域アイデンティティが生まれてくるのが一番大切である。さらに、事業者に頼むより比較的低コストになるのであれば一石二鳥である。ただし、高齢化や地元の担い手の減少等の課題については改善策を考えなければならない。

D 委員 民間事業者は指定管理に選定された時点で人件費等の中抜きを行い、運営面における文化の振興等がおろそかになることが多い。管理をすることだけでクリエイティビティはあまりないように経験上思う。もともとの地域のコミュニティがいかせなくなり、また、事業者は指定管理があまり儲からないとわかると、次回の選定に応募せず持続性、継続性が失われる。指定管理において営利を目的とすることと文化を担っていくことは逆ベクトルだと思うので危険な考え方ではないかと思う。

C 委員 競争原理によってサービスが向上することは、文化以外の分野においては

一定あり得るが、文化においては育成をメインにしており、指定管理開始からこの20年間で文化の育成部分は畑が荒らされてしまった印象をもっている。

【南山田市民ギャラリーについての意見】

E 委員 南山田市民ギャラリーについては、小さい施設であり手作りで運営しているので、営利企業の参入は難しいと思われる。なぜ、現行の選定方法を行っているかの裏付けをしっかりとっておくことが大切である。

B 委員 指定管理者にプロデュース能力があれば若い人達も取り込むことができ、企業による参入も必要ないと思われる。そもそも企業はお金にならないことは行わない。

C 委員 南山田市民ギャラリーについては、民間が参入する場ではないと思われる。利用方法については、もう少し創意工夫があってもよい。

事務局 南山田市民ギャラリーは自主事業と公用での使用が多い状況である。令和4年度についてはコロナの影響がまだ続いており、空き状況がある場合は自主事業で使用するようにした。

C 委員 貸し出しについては、一般貸出を最初に行い、そこで埋まらないところを公用で使用しているのか。

事務局 公用にもよるが、文化スポーツ推進室以外の公用によるものは、先に押さえているものもあると思う。一般利用の数が少数のため今のところ競合はしていない。

D 委員 南山田市民ギャラリーの小ささには驚いた。4,000円を払って展覧会をしたいと思える施設ではないと思う。

C 委員 民間のギャラリーの相場はどのくらいか。

D 委員 駅に近い等の地の利も影響する。南山田市民ギャラリーは、バス停は近いかもしれないが、陸の孤島のイメージがある。また、スクエアでないため使用しにくい。民間ギャラリーでは1週間10万円くらいの所もあるが付加価値がついているからである。多くのアマチュアの人たちは地の利と、

ここで展示したいという空間性を重要視する。

B 委員 南吹田の民間ギャラリーは駅から徒歩2分で1日4万円のものもある。それに比べれば安く感じるが立地条件が違う。地域の人が使うための施設で、これで十分だという考え方もある。

A 委員 立地の問題もあり、ギャラリーという名前を付けるのであれば別の場所で行う方がよいと思う。利用方法としては、市民の他の活動に使う空間とする方法が市の資産の使い方としては好ましいのではないかと。指定管理者からの意見はないのか。

事務局 指定管理者から地域の会議等で使えないかとの意見は出ている。

吹田市立市民ギャラリー条例の設置目的で、美術作品を展示し、鑑賞する機会を提供することが定められているが、条例を一部改正し、使用用途に応じてもう少し柔軟に使用できないかという案も担当レベルで検討している。

A 委員 包括外部監査の意見には、市民ギャラリーの現場を見ている感じがしない。指定管理に関する教科書的なイメージを受ける。

B 委員 あの小さいギャラリーでもできることはある。例えば近所の子供がその場で絵具遊びをしたものを展示するなど、指定管理者でなくてもプロデュース能力のある人が一人いれば地域を取り込んで事業が展開できると思う。デザイン性が良いギャラリーではないが、それでも使い道はあると思う。

C 委員 今のギャラリーの使用目的を変えずにプロデュース能力で変革を起こすか、使用目的を変えるかの2択だと思う。豊岡に民間でやっている「だいかい文庫」がある。そこは、古い店舗を何人かで借りて、地域の住民が孤立しないような居場所作りを行っている。

使用者が一つの棚を借り、自分が推薦する本を置き、自分の空いている時間にそこのオーナーとなりコーヒーを提供し、住民とコミュニケーションを図る。子供や障がい者を孤立させないサードスペースとして利用するならば、南吹田市民ギャラリーのような規模感でも良いと思う。

福知山では、1階がコミュニティー施設で、2階は喫茶店になっている施設があり、その喫茶店は周りが全て人文書で囲まれている。そこでは地元の人が自由に持ち込みができ、古本屋として販売・交換もしている。ドイツでは街なかの古い電話ボックス等で古本の交換をしている場所がたくさんあり、頻繁に利用されている。児童書などを置いておけば子供もやってくる。このように、孤立をさせない繋がりを作る場所を目的としたサードスペースとしての利用方法もある。

D 委員 現状の設備でギャラリーという名前には抵抗がある。

C 委員 ソーシャルリンクポケットなどの呼び名でも良いと思う。

B 委員 照明を変えて、カーテンをきれいにしてカーペットを変える等の内装の変更も大切である。若い人が色々と案を出してくれることが理想だと思う。

事務局 色々な意見をいただいたが、じっくり議論するのは第2回の審議会で行うこととする。

【吹田歴史文化まちづくりセンター視察】

【解散】